

遺伝学的検査等費用助成・サーベイランス等費用助成いずれにも共通する事項

NO	質問内容	回答
1	横浜市で申請した後、市外へ転居しても助成対象ですか。	申請日に横浜市内に住民登録をしている方であれば助成対象となります。
2	消費税も助成対象ですか。	自費診療に係る消費税も助成対象となります。
3	助成対象者は何歳でもよいですか。	<p>18歳以上69歳以下の方が対象です。ただし、小児期に発症する遺伝性腫瘍症候群で医師が認め、かつ親等(法定代理人)の同意がある場合は18歳未満も対象となります(この場合、最低年齢の決まりはありません)。</p> <p>&lt;年齢を判断する時点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝学的検査に係る費用について申請する場合は、検査を受けた日の年齢</li> <li>・遺伝カウンセリングのみを申請する場合は、遺伝カウンセリングを受けた日の年齢</li> <li>・サーベイランス検査または予防的切除の費用について申請する場合は、検査等のを受けた日の年齢</li> </ul>
4	検査の実施日時点では69歳でしたが、申請日時点では70歳です。申請できますか。	検査の実施日時点の年齢が69歳以下であるため、申請可能です。
5	申請書の郵送先を教えてください。	<p>申請方法は「横浜市電子申請」からのみです。郵送での申請はできません。</p> <p><b>遺伝学的検査・遺伝カウンセリング費用申請:</b><a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/744a540b-94af-494b-9980-78f01641b7c4/start">https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/744a540b-94af-494b-9980-78f01641b7c4/start</a></p> <p><b>サーベイランス・予防的切除費用助成申請:</b> <a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/669182cd-862b-4848-8158-55578d85d6f6/start">https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/669182cd-862b-4848-8158-55578d85d6f6/start</a></p>
6	助成対象者が未成年です。本人による申請は可能ですか。	助成対象者が18歳未満の未成年の場合は、その親等(法定代理人)が申請してください。
7	助成対象者が亡くなった場合でも、申請はできますか。	助成対象者本人が亡くなった場合は、申請できません。
8	「遺伝学的検査・遺伝カウンセリング実施証明書(3号様式)」または「遺伝性腫瘍症候群サーベイランス等助成対象者証明書(4号様式)」がない場合でも申請できますか。	必要書類が揃わない場合は申請できません。医師に証明書を作成してもらい、期限内に申請してください(証明者についてはNo.9参照)。
9	「遺伝学的検査・遺伝カウンセリング実施証明書(3号様式)」、「遺伝性腫瘍症候群サーベイランス等助成対象者証明書(4号様式)」は、誰の証明が必要ですか。	<p>市内外を問わず、厚生労働省に保険医療機関としてアまたはイの施設基準届出をしている医療機関に所属する医師が証明します。</p> <p>ア「遺伝カウンセリング加算」及び「遺伝学的検査の注1に規定する施設基準」 イ「遺伝カウンセリング加算」及び「BRCA1/2遺伝子検査」</p> <p>(参考)<a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kiyun.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kiyun.html</a></p> <p>※R8年度診療報酬改定後は「遺伝カウンセリング加算」を「遺伝性疾患療養指導管理料」に読み替えます。</p>
10	申請時に添付した書類の原本は、どのように取り扱えばよいですか。	<p>交付が決まった翌年度から5年間は、ご自身で保管してください。</p> <p>(例:交付が決まった日が令和8年度の場合、令和13年度末(令和14年3月31日)まで保管してください。)</p>

遺伝学的検査等費用助成・サーベイランス等費用助成いずれにも共通する事項

NO	質問内容	回答
11	領収書が旧姓です。手続きは必要ですか。	申請上の問題はありませんが、審査時に担当から確認をさせていただく場合があります。なお、申請時の姓は申請日時点の氏名で申請してください。
12	領収書と診療明細書のうち、どちらか一方の添付でもよいですか。	合計金額のみの記載では審査ができません。費用について項目ごとの金額を証明する必要があるため、どちらも添付してください。医療機関での支払時に、明細や内訳が分かる書類を必ず受け取ってください。
13	領収書および診療明細書を紛失しました。どうすればよいですか。	領収書・診療明細書の添付は必須です。まず医療機関に再発行可能かをご確認ください。再発行が難しい場合は、医療機関に支出証明書(様式任意)を作成してもらう方法がありますが、内訳の記載が必須です。なお、再発行等の手数料が発生した場合でも、その費用は助成対象外です。
14	申請してから、口座に入金されるまでどのくらいかかりますか。	申請から交付決定まで:約2週間、 交付決定から口座入金まで:約2~3週間を見込んでいます。 交付決定通知はお送りしますが、入金のご連絡は行っておりませんのでご了承ください。

遺伝学的検査、遺伝カウンセリングの助成対象について

NO	質問内容	回答
15	年度内に市外から横浜市に転入しました。転入前(市外に住居登録があった)に受けた遺伝学的検査、遺伝カウンセリングも申請できますか。	検査費用を支払った日の翌日から1年以内であり、申請日に横浜市内に住居登録がある場合は、助成申請が可能です。
16	おばが遺伝性腫瘍と診断されたため、遺伝学的検査を受けた場合は申請できますか。	本助成は、父母・子・きょうだい(第1度近親者)のいずれかが遺伝性腫瘍症候群と診断されたことを要件としています。そのため、おば、おじ、甥、姪、祖父母、孫など(第2度近親者)のいずれかが遺伝性腫瘍と診断されたため遺伝学的検査を受けた場合は助成対象となりません。
17	遺伝カウンセリングと遺伝学的検査はどこで受けても助成対象となりますか。	市内外を問わず、次のいずれかの施設基準を厚生労働省へ届け出ている保険医療機関で実施された場合に助成対象となります。 ア「遺伝カウンセリング加算」及び「遺伝学的検査の注1に規定する施設基準」 イ「遺伝カウンセリング加算」及び「BRCA1/2遺伝子検査」 (参考) <a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kiyun.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kiyun.html</a> ※R8年度診療報酬改定後は「遺伝カウンセリング加算」を「遺伝性疾患療養指導管理料」に読み替えます。
18	遺伝カウンセリングを受けた後、遺伝学的検査は受けませんでした。しかし次の年に、やはり検査を受けようと思い、遺伝学的検査を受けた場合、助成は受けられますか。	いずれのケースも申請可能です。 ・遺伝学的検査を受けなかった回＝遺伝カウンセリング費用のみ助成申請 ・遺伝学的検査を受けた回＝遺伝学的検査費用と、その検査の前後に実施される遺伝カウンセリング費用の助成申請 各1回まで申請できます。
19	遺伝学的検査を受けた医療機関とは別の医療機関で検査や予防的切除を受けたいと考えています。紹介状の費用は助成対象ですか。	紹介状にかかる費用は助成対象外です。
20	令和7年度に「遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)検査費等助成」を受けました。今回は多遺伝子パネル検査(MGPT)を受けたいのですが、助成の対象になりますか。	令和7年度以前に「遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)検査費等助成」で遺伝学的検査の助成を受けた方は、本助成による遺伝学的検査費の助成を受けることはできません。
21	遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)について、保険を適用して遺伝学的検査を受けました。その後自費診療で多遺伝子パネル検査(MGPT)を受けました。本助成を受けることはできますか。(父母・子・きょうだい(第1度近親者)のいずれかが遺伝性乳がん卵巣がん症候群と診断されており、助成対象者はがんを発症していない)	申請いただけます。
22	遺伝カウンセリング料を申請する場合、初診料は含まれますか。	初診料、再診料ともに助成対象です。
23	きょうだい一緒に遺伝カウンセリングを受診しました。きょうだいの一人分だけ遺伝カウンセリング料を支払い、他のきょうだいは遺伝カウンセリング料は0円でした。申請はどのようにすればよいですか。	まずは医療局 がん・疾病対策課(045-671-2721)までご連絡ください。状況を確認したうえで、申請方法についてご案内いたします。
24	複数の医療機関で遺伝カウンセリングを受けました。すべて申請できますか。	「遺伝カウンセリングのみ」の申請は1回のみです。複数の医療機関で遺伝カウンセリングを受けても、申請できるのはいずれか1医療機関の1回のみです。

遺伝学的検査、遺伝カウンセリングの助成対象について

NO	質問内容	回答
25	遺伝学的検査と遺伝カウンセリングを別の医療機関で受ける場合、申請できますか。	遺伝学的検査前の遺伝カウンセリングで検査を受ける意思決定を行い、検査後に改めて遺伝カウンセリングを実施します。このため、本助成は同一の医療機関で実施されたものを助成対象とします。
26	令和8年3月に遺伝カウンセリング、令和8年4月に遺伝学的検査を受けました。遺伝カウンセリング費用の助成申請はできますか。	令和8年4月1日以降に実施した遺伝カウンセリング・遺伝学的検査が対象であるため申請できません(父母、子ども、きょうだいのいずれかが遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)と診断された場合は除きます)。
27	助成対象となる遺伝学的検査は、どのような検査ですか。	<p>No.17の要件を満たす医療機関で実施され、がんに関連する遺伝子を解析し、罹患リスクの上昇等が認められる遺伝子の変異(病的バリエント)の有無を判定する検査のうち、保険が使えない自費のものに限ります。</p> <p>【検査の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シングルサイト検査</li> <li>・特定の遺伝性腫瘍症候群の遺伝学的検査(SSGT)</li> <li>・多遺伝子パネル検査(MGPT)</li> </ul>
28	遺伝学的検査の結果が陰性でも、助成申請はできますか。	父母・子・きょうだい(第1度近親者)のいずれかが遺伝性腫瘍症候群と診断されており、助成対象者が遺伝カウンセリング・遺伝学的検査を受けた場合は、結果が陰性でも助成対象となります。

サーベイランス・予防的切除費用の助成対象について

NO	質問内容	回答
29	サーベイランスの検査は、どこで受ければよいですか。	医療機関の指定はありません。ただし、市内外を問わず国内の検診実施医療機関(保険医療機関等で、当該検査について必要な設備および人員体制を備え、安全かつ適正に実施できると認められる医療機関)で受けたものに限りま。
30	予防的切除は、どこで受ければよいですか。	厚生労働省が指定するがん診療連携拠点病院(都道府県・地域のがん診療連携拠点病院等)または同等の体制・機能を有する国内医療機関で実施したものに限りま。
31	市外の病院でサーベイランス検査または予防的切除を受けた後に横浜市へ転入しました。助成申請はできますか。	サーベイランス検査または予防的切除を受けた日が含まれる年度(4/1～3/31)を基準に審査します。令和8年度以降であり、同一年度の中で最後(直近)の検査等の支払日の翌日から1年以内で、かつ申請日に横浜市内に住所を有している場合は助成対象となります。
32	助成対象となるサーベイランス検査に指定はありますか。	遺伝性腫瘍症候群サーベイランス等助成対象者証明書(4号様式)により医師が推奨する自費診療の検査を対象とします。
33	サーベイランスのためクリニックを受診したところ、予定していない生検を行うことになりました。どこまで助成されますか。	遺伝性腫瘍症候群サーベイランス等助成対象者証明書(4号様式)で医師が推奨する自費診療の検査に限り、助成対象とします。
34	遺伝性腫瘍症候群サーベイランス等助成対象者証明書(4号様式)の証明書を作成してもらった医療機関ではなく、近所のクリニックでサーベイランス検査を受けても申請できますか。	4号様式を作成した医療機関以外で受検した場合でも、助成対象となります。 ※受診可能な医療機関はNo.28を参照してください。
35	サーベイランス検査を、遺伝性腫瘍症候群サーベイランス等助成対象者証明書(4号様式)作成の医療機関を含め3か所で受検しました。すべて申請できますか。	4号様式で医師が推奨する検査であれば、医療機関が複数でも構いません。ただし、同一種類の検査を複数医療機関で重複して受検した場合は、1回分のみを助成対象として計算します。 (例:マンモグラフィーを2つのクリニックで受けた→1箇所分のみが助成対象となります)
36	乳がん患者でHBOCでした。卵巣がんは発症しておらず、リスク低減卵管卵巣摘出術は希望しません。卵巣のサーベイランスは助成申請できますか。	遺伝性腫瘍症候群で、がんを発症していない「部位」に対する自費診療のサーベイランス検査は、助成対象です。
37	サーベイランスの検査助成は最初の申請から5年以内の検査でなければ助成を受けられませんか。	4号様式にて医師が推奨する間隔・頻度で受けていただくため、5年以内とは限りません。
38	サーベイランス費用の助成を、検査の都度に申請したいです。	助成は年度ごとに一人1回までです。検査等の費用を支払った日が含まれる年度分をまとめて申請してください。たとえ初回の助成金額が上限内でも、同一年度の2回目以降の申請は助成対象外となります。
39	人間ドックを受けました。領収書には一式に金額しか出ない場合、請求できますか。	検査種類ごとの金額がわからない場合は、一式の金額で請求してください。4号様式で医師が推奨するサーベイランス検査の種類が含まれているか確認のうえ、助成決定します。
40	横浜市のがん検診と自費診療のどちらを優先すべきでしょうか。	検査の受け方について、医療局から指定はしません。自費診療で受けた場合は助成対象、横浜市がん検診で受けた場合は助成対象外となります。
41	助成対象となる予防的切除はどれですか。	国内診療ガイドラインで強く推奨される場合等、医師が必要と認める予防的切除術のうち、自費診療によるものに限ります。 例:HBOCにおけるリスク低減乳房切除術(RRM)、リスク低減卵管卵巣摘出術(RRSO)

サーベイランス・予防的切除費用の助成対象について

NO	質問内容	回答
42	同じ年度にサーベイランス検査と予防的切除を受けた場合、それぞれに10分の7(上限5万円)が助成されますか	同一年度の場合、サーベイランス検査と予防的切除の合算額に対して、10分の7(上限5万円)を助成します。
43	おばが遺伝性腫瘍症候群と診断されましたが、おばの姉である私の母は既に亡くなっているため母の遺伝学的検査はできません。私はがんを発症していませんが、遺伝学的検査が陽性だったためサーベイランスを開始しています。私の遺伝学的検査とサーベイランスは助成されますか。	父母、子ども、きょうだい(第1度近親者)が遺伝性腫瘍と診断された場合ではないため、遺伝学的検査・遺伝カウンセリング費用は助成対象外です。 一方、サーベイランス検査については、助成対象者が遺伝性腫瘍症候群であり、がんを発症していない部位のサーベイランスであれば助成対象となります。
44	令和8年4月よりも前に、遺伝性腫瘍症候群と判明し、サーベイランスを既に開始しています。その場合は助成されますか。	令和8年4月よりも前のサーベイランスは助成対象外ですが、令和8年4月以降のサーベイランスは助成対象になります。ただし、申請には4号様式を提出いただく必要があるため、必ず医療機関で4号様式を作成した後に、医師が推奨するサーベイランスを受けて、申請してください。
45	サーベイランス検査を受検する際に必要となる初診料・再診料や、検査を実施するにあたって必須となる各種検査(クレアチニン検査、血液検査等)についても助成の対象となりますか。	助成の対象となります。 初診料等を含め、サーベイランス検査を受診するために必要となる費用は助成の対象です。申請の際は、電子申請画面の「その他」欄に記載してください。